

景^(正) 杉 勝
秀^(字喜多) 家
利^(前) 家
家^(德) 康

三井寺

十二月廿九日。前田利家等伏見より、在能登の三輪吉宗等に、豊臣秀頼に贈るべき矮馬を求めしむ。

【三輪文書】

二一六三

態申遣候。仍而御ひろい様進上申候、いかにもちいさき尺はづれの馬を尋出し、早々可上候。侍衆・在所かた不殘念入尋出し、早々可上候。急用事候間、扱申遣候。不可有由斷候。敢前申遣候追鳥がりの事、雪次第ニ可申付候也。

(慶長三年乙)
十二月廿九日

(前田) 家 在印

(三輪吉宗)
藤兵へ殿
(天井直泰)
久兵へ殿

(この文書の年次は推定による。利家は當時伏見に在りしなるべし。)

慶長四年 己亥 紀元二二五九

二月四日。前田利家、前田利政に、その侍頭の大坂上途を督促せしむ。

【拾遺温故雜帖】

二一六四

以上

敢前其方家中の侍頭共、よびニ遣候へと申渡候。そや罷上候哉。急の用所候而申遣候而も、如此遅々の躰ニ候へば、不入事候。何とて延引候や。堅可被糺明事専用候。恐々謹言。

(慶長四年)
二月四日

(前田利家)
ちくせん 在印

(前田利政)
孫四郎殿

遣之候

二月五日。前田利家等豊臣氏の諸大老諸奉行、徳川家康と誓書を交換す。

【遺編類纂】

二一六五

敬白靈社上卷起請文前書之事

一、今度縁邊之儀付而御理申入候ニ、早速御同心畏入存候。然上者向後御遺恨無御座旨、於各忝候條、前篇ニ不相替諸事入魂可仕候事。

一、太閤様御置目拾人連判誓紙之筋目、彌不可有相違候。若失念茂候而、誰々於身上茂相違有之者、拾人之内開付次第ニ、壹人貳人ニても互ニ異見可申候。其上於同心無之者、殘衆中一同ニ異見可申事。

一、今度双方に入魂之通申仁有之とて、對其者遺恨を合、存分不可有之候。但御法度御置目を背申仁ニおゐては、拾人として遂穿繫、可被處罪科事。

右之條々、若於相背者、忝茂此靈社上卷之起請文御罰各深厚可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長四年二月五日

(正家) 長東大藏入道
(三成) 石田治部入道
(長盛) 増田右衛門入道

淺野彈正入道
(長政)

徳善院玄以
(前田)

安藝中納言
(毛利輝元)

會津中納言
(上杉景勝)

備前中納言
(宇喜多秀家)

加賀大納言
(前田利家)

各血判

(徳川家康)
内大臣殿

(家康より九人に對して與へたる誓書亦同じ。毛利家文書は假字書にせるところ多く、且二月十二日附とせり。)

二月五日。前田利家等豊臣氏の諸大老、越前及び加賀江沼郡領主小早川秀秋を筑前・筑後に轉封す。

【毛利家文書】

二一六六

筑前・筑後領知方事、太閤様以被仰置旨、被宛行畢。任帳面旨、全可有御知行之狀如件。